

補聴器の購入費を補助します

○目的

新城市では、聴力低下によりコミュニケーションがとりにくく、日常生活上に支障がある高齢者に対し、閉じこもりにならないよう高齢者の外出及び地域交流等を支援し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしを続けることができるよう、補聴器購入にかかる費用の一部を補助します。

○補助対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- ① 市内に住所を有する65歳以上の方
- ② 両耳の聴力レベルが30dB以上の方で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ③ 身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師の診断を受け、補聴器が必要とされた方
- ④ 市民税非課税世帯に属している方
- ⑤ 過去にこの補助金の交付を受けていない方



○補助内容

補助額は補助対象経費の2分の1を乗じた額とし、当該額が30,000円を超えるときは30,000円を上限として、1人1回限りの補助となります。

（注意事項）

- ・ 補助対象は補聴器本体で新品に限るものとします。受診費用やメンテナンス等、本体以外にかかる費用はすべて対象外です。（集音器は対象外です。）
- ・ 片耳、両耳問わずに上限は30,000円
- ・ 補助金交付申請前に購入されたものは補助対象外です。



○申請受付期間

申請する年度の4月1日から3月1日までを申請受付期間とします。

【裏面をご覧ください】

申請から補助金交付までの流れ

① 申請書の取得

市役所高齢者支援課にて、補助金交付の説明を行います。新城市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付申請書（様式第1）および医師意見書をお渡しします。市役所にお越しにならない場合は、お電話にてお問い合わせください。

（各種様式は市ホームページでもダウンロードが出来ます。）

② 医療機関への受診

医師意見書（様式第2）を持参し、指定医師のいる耳鼻咽喉科へ受診してください。

医師に補聴器の使用が必要と認められた時は、医師意見書に必要事項の記入をお願いしてください。※受診料、検査料、文書料等は自己負担になります。

③ 補聴器見積書の取得

補聴器の見積書を補聴器店にて取得してください。

④ 高齢者支援課へ申請

新城市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付申請書と指定医師が作成した医師意見書、補聴器の見積書、同一世帯全員分の非課税証明書を高齢者支援課に提出してください。

⑤ 補助金交付（不交付）決定

④の内容を審査し、補助金交付（不交付）の決定通知を送付します。

⑥ 補聴器の購入と領収書の取得

補聴器店にて補聴器を購入し、購入店舗から領収書をもらってください。

（※宛名は申請者本人に限ります。）

⑦ 新城市難聴高齢者補聴器購入費補助金請求書の提出

申請者本人名義の振込先のわかる口座事項等を請求書（様式第5）に記入し、高齢者支援課へ提出してください。領収書の原本もお持ちください。

⑧ 補助金の交付

請求書を提出後、概ね1か月後に指定口座に補助金を振り込みます。

【お問い合わせ先】新城市健康福祉部高齢者支援課

長寿福祉係

TEL : 0536-23-7688